船橋市 Funabashi City

児童福祉法等における指導監査について

船橋市
こども政策課・指導監査課

目次

１　施設監査の実施体制　P4～

⑴　施設監査とは

⑵　施設監査の流れ

⑶　施設監査の体制

２　施設監査の実施状況　P8～

⑴　令和5年度及び令和6年度施設監査実施数

⑵　主な指摘事項及び指導事項

⑶　職員配置に係る特例

目次

３　保育教諭等の資格要件等の改正について　P30～
⑴　保育教諭等の資格要件等の改正について
⑵　人事計画の作成について

４　安全管理の徹底　P34～
⑴　安全計画策定等について
⑵　安全計画の策定
⑶　業務継続計画（BCP）の策定等について
⑷　バス送迎における安全管理の取組について
⑸　バス送迎における安全管理
⑹　その他

目次

5　事故発生の防止等の徹底　P45～
⑴　食物アレルギーの誤食防止
⑵　食事中の誤嚥・窒息防止
⑶　散歩等の園外活動時の安全管理

6　不適切な保育について　P50～
⑴　不適切な保育について
⑵　不適切な保育とは
⑶　不適切な保育の未然防止について

1　施設監査の実施体制

⑴　施設監査とは

⑵　施設監査の流れ

⑶　施設監査の体制

1　施設監査の実施体制

(1) 施設監査とは

児童福祉法・認定こども園法に基づく、市の条例に定める運営の基準が維持されているかどうかの検査

【参考】 児童福祉法（抜粋）

第三十四条の十七　市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第四十六条　都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【参考】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）（抜粋）

第十九条　都道府県知事(指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等の長。第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

1　施設監査の実施体制

(2)　施設監査の流れ

① 実施通知の送付
（実施日の約2月前）

→

② 事前提出資料の提出
（実施日の3週間前）

→

③ **施設監査実施日**

→

④ 結果通知の送付

→

⑤ 改善状況の報告
（結果通知日から2月以内）

（該当がある施設のみ）

1　施設監査の実施体制

(3) 施設監査の体制

① 運営・処遇⇒こども政策課

② 会計（認可保育所のみ）⇒指導監査課

社会福祉法人監査

社会福祉法
指導監査
（**指導監査課**）

※施設監査と同日に実施
する場合があります。

施設監査

児童福祉法・
認定こども園法
指導監査
（**こども政策課**）

うち会計部分
（**指導監査課**）

２　施設監査の実施状況

⑴　令和5年度及び令和6年度施設監査実施数

⑵－１　主な指摘事項及び指導事項（会計管理）

⑵－２　主な指摘事項及び指導事項（運営・処遇）

⑶　職員配置に係る特例

- Ⅰ-ⅰ　保育所の職員配置に係る特例
- Ⅰ-ⅱ　幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例
- Ⅰ-ⅲ　小規模保育事業の職員配置に係る特例
- Ⅱ　小学校教諭及び養護教諭等の活用に係る特例
- Ⅲ　保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例
- Ⅳ　特例Ⅱ及びⅢの適用範囲
- Ⅴ-ⅰ　看護師等の活用に係る特例
- Ⅴ-ⅱ　看護師等の活用に係る特例の注意点

(4)　保育士等の配置基準の改正（R6.4.1～）

２　施設監査の実施状況

(1)　令和5年度及び令和6年度施設監査実施数

対象施設・事業所	R5実施数	R6実施予定数
認可保育所	97	98
幼保連携型認定こども園	8	8
小規模保育事業所	32	33

２　施設監査の実施状況

⑵－１　主な指摘事項及び指導事項（会計管理）

②　会計管理について（指導監査課）

◆前期末支払資金残高の取り崩しについて、船橋市または理事会の承認を受けていなかった。

前期末支払資金残高の取り崩しについて、法人本部や同一の設置者が運営する他の拠点の経費に充当する場合には、事前に市（設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得る必要があります。

➡ 前期末支払資金残高の取り崩しを行う際は、事前に船橋市または理事会の承認を得るようにしてください。

２　施設監査の実施状況

⑵－１　主な指摘事項及び指導事項（会計管理）

②　会計管理について（指導監査課）

◆ 保育所施設・設備整備積立資産を目的外に使用していたが、事前に船橋市または理事会の承認を得ていなかった。

保育所施設・設備整備積立資産について、目的外に使用していたが、事前に船橋市（設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得ていなかった事例です。

➡ 保育所施設・設備整備積立資産を目的外に使用する際は、事前に船橋市または理事会の承認を得るようにしてください。

２　施設監査の実施状況

⑵－１　主な指摘事項及び指導事項（会計管理）

②　会計管理について（指導監査課）

◆ 同一法人内のA拠点区分からB拠点区分へ貸付を行っていたが、当該年度内に精算されていなかった。

委託費の法人内他区分への貸付の残高が、年度をまたいで残っていた事例です。

➡ 同一法人内で保育所から貸付を行った場合は、必ず年度内に精算を行ってください。

【参考】 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について

４　委託費の管理・運用

（2）委託費の**同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められる**ものであること。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。

２　施設監査の実施状況

⑵－１　主な指摘事項及び指導事項（会計管理）

②　会計管理について（指導監査課）

◆ 現金で受け入れた収入について、経理規程で定める期間内に金融機関に預け入れをしていなかった。

➡ 現金で受け入れた収入については、防犯・不正防止の観点から長期間施設で保管することのないよう注意してください。また、現金の出納を明確にするため、現金収入から直接支出することは避けてください。

【参考】 社会福祉法人モデル経理規程

第24条　日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後○日以内に金融機関に預け入れなければならない。

２　施設監査の実施状況

⑵－１　主な指摘事項及び指導事項（会計管理）

②　会計管理について（指導監査課）

◆小口現金の残高が、経理規程で定める限度額を超えている日があった。

➡ 経理規程で定める小口現金の保有限度額を遵守し、防犯・不正防止の観点からも多額の現金を施設で保管することのないよう注意してください。

【参考】 社会福祉法人モデル経理規程
第28条　３　小口現金の限度額は、〇〇区分ごとに〇万円とする。

２　施設監査の実施状況

⑵－２　主な指摘事項及び指導事項（運営・処遇）

◆ 避難訓練及び消火訓練を実施していない月があった。
また、訓練の実施内容を記録していない月があった。

- 非常災害はいつでも起こり得ることから、施設・事業所の状況に応じた避難訓練及び消火訓練を月一回以上実施し、記録に残してください。

- 消火訓練は、必ずしも避難訓練と同日に実施する必要はありません。避難訓練と別に実施した場合は、消火訓練の実施日と担当者の記録を残してください。

２　施設監査の実施状況

⑵－２　主な指摘事項及び指導事項（運営・処遇）

◆ 保育の質の自己評価を行っていなかった。

◆ 教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行っていなかった。

【自己評価（園評価）とは…】

職員の自己評価（子どもの理解を基盤に保育等の経過や記録を通して実践を振り返り、課題を明確にして改善するために行うもの。）を踏まえて、現状と課題を組織として把握し共有した上で、その改善や充実に向けて取り組むために行うものです。なお、幼保連携型認定こども園については、評価結果の公表が義務付けられています。

２　施設監査の実施状況

⑵－２　主な指摘事項及び指導事項（運営・処遇）

◆保育の質の自己評価を行っていなかった。

◆教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行っていなかった。

【自己評価（園評価）の流れ】

- 記録（職員の自己評価等）
- 話し合い（評価の観点・項目の設定、現状・課題の把握と共有、改善・充実に向けた取組の検討）
- 改善・充実の取組の実施

【参考】・保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）
https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000631124.pdf
・幼稚園における学校評価ガイドライン（平成23年改訂）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/08050824.htm

２　施設監査の実施状況

⑵－２　主な指摘事項及び指導事項（運営・処遇）

◆保育の質の自己評価を行っていなかった。

◆教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行っていなかった。

【自己評価（園評価）の進め方】

- 「子どもの豊かで健やかな育ちに資する保育の質を確保し、向上させること」を目的に行います。
- 「子どもにとってどうなのか」という保育における子どもの理解を基盤に、日々の保育実践の意味を考え、次のよりよい実践につなげていきます。
- 保育の良し悪しや出来・不出来を判定するために行うものではありません。

２　施設監査の実施状況

⑵－２　主な指摘事項及び指導事項（運営・処遇）

◆保育の質の自己評価を行っていなかった。

◆教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行っていなかった。

- 話し合い等を通して、子どもにとって保育等の実践がどうであったかを振り返り、園としての現状・課題を検討し、職員間で共有してください。
- 園評価は、職員の自己評価の集計結果だけでなく、結果を踏まえた現状・課題と、その解決のために検討した改善・充実の取組についても記録に残してください。

２　施設監査の実施状況

⑵－２　主な指摘事項及び指導事項（運営・処遇）

◆ 職員配置について、児童がいる時間帯に無資格者のみの配置となっている時間帯や、教育・保育従事者が１人のみの配置となっている時間帯があった。

- 児童がいるすべての時間帯において、保育士（保育教諭）を<u>２人以上</u>配置しなければなりません。
- 市が定める各施設・事業所の設備運営基準に則って、職員を配置してください。

※ただし、職員配置について、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応として、当分の間、特例が認められています。

※また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、令和6年4月1日より保育士等の配置基準の改正がされています。

２　施設監査の実施状況

⑶　職員配置に係る特例

Ⅰ-ⅰ　保育所の職員配置に係る特例

特例の適用により、朝夕など配置基準上必要な保育士が１人以下となる時間帯においては、保育士２人のうち１人は※市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の配置に代えることができます。

※市長が保育士（保育教諭等）と同等の知識と経験を有すると認める者
①保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤（非常勤は月120時間の勤務を目安 ）で1年相当程度）
②子育て支援員研修の地域保育コース（地域型保育）を修了した者
③家庭的保育者

２　施設監査の実施状況

⑶　職員配置に係る特例

Ⅰ-ⅱ　幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例

特例の適用により、朝夕など配置基準上必要な保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭。）が１人以下となる時間帯においては、保育教諭等２人のうち１人は※市長が保育士（注1）と同等の知識と経験を有すると認める者の配置に代えることができます。

（注１）幼保連携型認定こども園について、以下「保育士」と表記しているものは、「保育教諭等」と読み替えてください。

※市長が保育士（保育教諭等）と同等の知識と経験を有すると認める者
①保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤（非常勤は月120時間の勤務を目安 ）で1年相当程度）
②子育て支援員研修の地域保育コース（地域型保育）を修了した者
③家庭的保育者

２　施設監査の実施状況

⑶　職員配置に係る特例

Ⅰ-ⅲ　小規模保育事業の職員配置に係る特例

小規模保育事業の配置基準（利用乳幼児に対する必要保育士数の合計に1を加えた数）による各時間帯の職員配置数が２人となるときは、うち１人を※市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の配置に代えることができます。

（注）なお、各時間帯の職員配置数が１人となるときは、保育士１人の配置とすることができますが、適用する場合は１人となる時間を必要最低限とし、緊急時の対応を確立するなど、適切な運営体制を確保してください。

※市長が保育士（保育教諭等）と同等の知識と経験を有すると認める者
①保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤（非常勤は月120時間の勤務を目安 ）で1年相当程度）
②子育て支援員研修の地域保育コース（地域型保育）を修了した者
③家庭的保育者

２　施設監査の実施状況

⑶　職員配置に係る特例

Ⅱ　小学校教諭及び養護教諭等の活用に係る特例

小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者（認可保育所及び小規模保育事業所は幼稚園教諭普通免許状を有する者を含む。）を保育士とみなして配置することができます。

☆適用する場合は、保育士とみなす職員の配置数に制限があります。

２　施設監査の実施状況

⑶　職員配置に係る特例

Ⅲ　保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例

保育所等が１日につき８時間を超えて開所していることなどにより、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数を上回って必要となる保育士について、<u>※市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者</u>の配置に代えることができます。

☆適用する場合は、保育士とみなす職員の配置数に制限があります。

２　施設監査の実施状況

⑶　職員配置に係る特例

Ⅳ　特例Ⅱ及びⅢ の適用範囲

小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者（認可保育所及び小規模保育事業所は幼稚園教諭普通免許状を有する者を含む。）及び※市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者を、保育士とみなして配置する場合は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条」に基づき、保育士を各時間帯において必要な保育士数の3分の2以上、配置してください。

保育士を各時間帯において必要な保育士数の3分の2以上、配置できていない場合、施設監査の指摘対象となります。

２　施設監査の実施状況

⑶　職員配置に係る特例

Ⅴ-ｉ　看護師等の活用に係る特例

- 乳児4人以上を入所させている保育所及び幼保連携型認定こども園において、1人に限り看護師等（保健師、看護師又は准看護師）を、保育士とみなすことができるとされています。

☛なお、在籍乳児数が4人未満であっても、次頁の一定の要件を満たすことで看護師等を保育士とみなすことができます。

２　施設監査の実施状況

⑶　職員配置に係る特例

Ⅴ-ⅱ　看護師等の活用に係る特例の注意点

在籍乳児数が3人以下の施設において、看護師等を保育士とみなす場合は、保育の質を確保するため、以下の要件を満たさなければなりません。

① 保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の空間内で保育を行うこと。

② 保育に係る一定の知識や経験を有していること。
（保育所等※1での勤務経験が3年未満の場合は、「子育て支援員研修等」※2の修了が求められる。）

※1　保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所等
※2　子育て支援員研修の地域保育コース（地域型保育）

２　施設監査の実施状況

(4)　保育士等の配置基準の改正（R6.4.1～）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、保育士等における満3歳以上児の職員配置の基準が改正されました。

改正後【新基準】	改正前【旧基準】
・満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね**15人** につき1人以上 ・満4歳以上の幼児おおむね**25人** につき1人以上	・満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね**20人** につき1人以上 ・満4歳以上の幼児おおむね**30人** につき1人以上

※保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、従前の例によることができる旨の経過措置が設けられています。
なお、経過措置が終了する具体的な期日は定められておりません。
また、市独自の経過措置期間を設けるかどうかについては現時点で未定です。

３　保育教諭等の資格要件等の改正について

⑴保育教諭等の資格要件等の改正について

⑵人事計画の作成について

３　保育教諭等の資格要件等の改正について

⑴　保育教諭等の資格要件等の改正について

◆幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、保育教諭等の配置基準及び資格取得要件等の複数の規定が改正されました。

☞詳細につきましては、令和6年12月16日付で保育運営課より通知しております、「保育教諭等の資格要件等の改正について」をご確認ください。

なお、当課の指導監査では、令和7年度以降、特例期間内に免許・資格の取得を計画的に行うための計画の作成について確認を行います。

３　保育教諭等の資格要件等の改正について

⑵　人事計画の作成について

◆特例期間内に免許・資格の取得を計画的に行うための計画の作成

保育教諭等の資格要件の経過措置が5年延長されたことに伴い、「幼稚園教諭免許状」及び「保育士資格」の併有ができていない保育教諭等が、特例措置の期間内（令和 11 年度末）に計画的にもう一方の免許・資格の取得をするように、各施設等の事業計画や人材確保・育成計画等において、当該保育教諭等が特例期間内に免許・資格の取得を計画的に行うための人事計画を作成する等の取組を実施することが求められます。

当該計画には、次のような項目を盛り込んでいただくことを想定しています。

３　保育教諭等の資格要件等の改正について

⑵　人事計画の作成について

◆特例期間内に免許・資格の取得を計画的に行うための計画の作成

・免許・資格を取得させる時期
・免許・資格を取得させる方法
・免許・資格取得期間中の施設運営上の影響を踏まえた
　職員配置計画
・免許・資格取得期間中の代替職員の採用計画　など

４　安全管理の徹底

⑴　安全計画策定等について

⑵－１　安全計画の策定

⑵－２　安全計画の策定（児童の安全確保に関する取組の例）

⑶　業務継続計画（BCP）の策定等について

⑷　バス送迎における安全管理の取組について

⑸　バス送迎における安全管理

⑹　その他

4　安全管理の徹底

(1)　安全計画策定等について

◆保育所及び地域型保育事業所において、利用児童の安全確保にかかる計画を策定することが義務付けられています。

■安全計画策定の義務化により規定された内容

①安全計画（年間スケジュール）の策定
②職員に対する安全計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施
③安全計画に基づく取組の内容等についての保護者等への周知
④定期的な計画の見直し、変更

※幼保連携型認定こども園においては、「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」を適宜見直し、必要に応じて改定してください。

＜参考＞
・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日付け厚生労働省事務連絡）

4　安全管理の徹底

⑵－１　安全計画の策定

◆令和4年12月15日付け厚生労働省事務連絡「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」別添の「保育安全計画例」及び「保育所等が行う児童の安全確保に関する取り組みと実施時期例」を参考に、各年度の開始前に、以下について年間スケジュール（安全計画）を定め、必要な取組を安全計画に盛り込んでください。

- 施設整備等の安全点検
- 園外活動を含む保育所等での活動・取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導
- 職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組

☛なお、安全計画に盛り込む安全確保に関する取組は、保育所保育指針や事故発生の防止のための指針、国から発出された児童の安全確保にかかる事務連絡やガイドライン、マニュアル等により、既に取組されているものも踏まえたうえで行ってください。

４　安全管理の徹底

⑵－２　安全計画の策定（児童の安全確保に関する取組の例）

◆安全点検　（１）施設・設備の安全点検

- 保育所等の設備等（備品、遊具、防火設備、避難経路等）や、散歩コース・公園など定期的に利用する場所について、定期的に点検してください。

- 点検結果は、年齢別に作成したチェックリストなどに記録して、対応が必要な箇所がある場合には、改善を図ってください。

４　安全管理の徹底

⑵－２　安全計画の策定（児童の安全確保に関する取組の例）

◆安全点検　（２）マニュアルの策定・共有

- 児童の動きを常に把握するための役割分担を構築する。
  ※特に、重大事故が発生しやすい場面（午睡、食事、プール・水遊び、園外活動、バス送迎）での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にしてください。
- 緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事（119 番通報））を想定した役割分担を整理する。
  ※119番通報等が円滑に行われるよう、緊急時の対応手順についてフローチャートを作成し、事務室の見やすい場所に掲示してください。
- 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察などの関係機関との間で整えておくこと。

☛ 児童の安全確保について、マニュアルにより可視化して、常勤保育士だけでなく非常勤　職員や保育補助者も含め、全職員と共有してください。

４　安全管理の徹底

⑵－２　安全計画の策定（児童の安全確保に関する取組の例）

◆実践的な訓練や研修の実施

【避難訓練、不審者の侵入を想定した実践的な訓練、119番の通報訓練】

- 避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害や時間帯を想定した訓練を、子どもの発達の実情に応じて実施し、記録に残してください。

【救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）】

- 実践的な訓練とするため、書面だけでなく、実技訓練も実施してください。
- 実技講習経験者が中心となって、施設内研修を実施することも可能です。
- ４月の新規採用職員や入所者が多い時期、水遊びやプール遊びの時期は、重大事故の発生リスクが高まりますので、新年度のなるべく早い時期に実施してください。

☛こどもの命を守るため、訓練や研修は、非常勤職員も含め全職員を対象としてください。

４　安全管理の徹底

⑵－２　安全計画の策定（児童の安全確保に関する取組の例）

◆重大事故の発生防止と予防

【ヒヤリハット、事故報告書の作成】

- 重大事故が発生するリスクがあった場面について、記録に残し、事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じてください。
- 事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、点検実施箇所やマニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ってください。

☛重大事故防止のためには、危険を取り除く必要がありますが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要します。乳幼児期のこどもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に着けていくことの重要性にもご留意ください。

4　安全管理の徹底

⑶　業務継続計画（BCP）の策定等について

◆保育所及び幼保連携型認定こども園については、感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する継続的な支援提供や早期の業務再開を図るための計画の策定等の取組が努力義務として規定されています。

■事業者に努力義務として求められる運営上の基準事項

①業務継続計画（BCP）の策定
②職員に対する計画の周知、必要な研修及び訓練の定期的な実施
③定期的な計画の見直し

各事業者については、可能な限り「業務継続計画」の策定や研修の実施等を行ってください。

【参考】
児童福祉施設等における業務継続計画について（令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡）

４　安全管理の徹底

⑷　バス送迎における安全管理の取組について

◆送迎用のバスに園児が置き去りになり死亡するという痛ましい事故を受け、バスを運行するに当たり、以下２点が義務付けられています。

①乗降車の際、点呼等により園児の所在を確認すること。

☛送迎時に限らず、園児等の移動を含む園外活動等で自動車を運行するすべての場合が対象です。

☛座席や人数の確認を行い、職員間で共有してください。

②児童の見落としを防止する装置を装備すること。

☛送迎用のバスが対象です。

4　安全管理の徹底

⑸　バス送迎における安全管理

◆「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」の活用や安全管理の体制を整備し、子どもの置き去りを防止してください。

■バス運行の際、チェックリストなどを活用して以下を徹底する。

- 乗降車時のこどもの人数確認
- 降車後及び運転手がバスを離れる際に、車内に子どもが残されていないかの確認
- 連絡のない欠席者について、出席管理責任者への共有

■安全管理の体制を整備する。

- マニュアルの作成及び周知
- 同乗者の配置、研修の実施、ヒヤリハットの共有
- 欠席でバスを利用しない場合の保護者との連絡体制の整備

【参考】こども家庭庁HP　こどものバス送迎・安全徹底マニュアル
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri

4　安全管理の徹底

⑹　その他

◆バス送迎にかかわらず、以下の事項にも留意して安全管理を徹底願います。

- こどもが報告なしに登園していない場合は、速やかに保護者へ確認を行い、出欠状況を共有すること。

- 登園時や園外活動の前後、散歩等、場面の切り替わり、園庭、公園、プールで遊んでいる最中は、子どもの人数確認を行うこと。

５　事故発生の防止等の徹底

⑴　食物アレルギーの誤食防止

⑵　食事中の誤嚥・窒息防止

⑶　散歩等の園外活動時の安全管理

5　事故発生の防止等の徹底

(1)　食物アレルギーの誤食防止

◆食物アレルギーの誤食事故が発生しています。原因分析から、以下の対応方法で食事の提供が行われていなかったことにより生じていました。誤食事故は命にかかわるため、職員間で再度確認してください。

【誤食防止の対応方法の例】

- 当該アレルギー児の状況を、職員全員が把握しておく。
  ※普段と異なる職員が対応する場合は、その都度状況を共有してください。
- アレルギー食材の有無に関わらず、毎食同じ手順で配膳する。
- 食物アレルギー児の調理・配膳・食事の提供までの間に、複数の職員で声に出して指差しするなど、確実な確認を実践する。
- アレルギー疾患により、保育所等で特別な配慮や管理が必要な場合は、生活管理指導表（表裏忘れずに記入）を活用する。

【参考】
こども家庭庁HP　保育所におけるアレルギー対応ガイドライン　https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku
船橋市HP　保育所等におけるアレルギー対応マニュアル　https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/hoiku/002/p090146.html

５　事故発生の防止等の徹底

⑵　食事中の誤嚥・窒息防止

◆食事中に、誤嚥して窒息したことによりこどもが死亡するという痛ましい事故が発生しています。
下記に留意し、取り組みを徹底するようお願いします。

・職員は、こどもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有すること。
また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日のこどもの健康状態等について情報を共有すること。

・こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をすること。

・りんごや梨等の果物については、咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすいので、（離乳食）完了期までは加熱して提供すること。

5　事故発生の防止等の徹底

⑵　食事中の誤嚥・窒息防止

◆食事中に、誤嚥して窒息したことによりこどもが死亡するという痛ましい事故が発生しています。
下記に留意し、取り組みを徹底するようお願いします。

・プチトマトを提供する際は、四等分にすること。

・ぶどうは、球形というだけでなく皮も口に残るので危険なため、給食での使用を避けること。

・水分を取ってのどを潤してから食べる。汁物などの水分を適切に与えること。

・食事中に眠くなっていないか注意すること。

【参考】
こども家庭庁HP　教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/

５　事故発生の防止等の徹底

⑶　散歩等の園外活動時の安全管理

◆園内活動時はもちろん、散歩などの園外活動時においては、常に全員のこどもの動きを把握し、職員間の連携を密にして、子どもたちの観察の空白時間が生じないようにすることが重要です。

- 経路上や目的地での危険箇所を事前に把握し、職員間で情報共有する。
- こどもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を行うために必要な職員間の役割分担を確認する。

  ☛引率職員は、事件（不審者など）や事故（交通事故、子どもの怪我、職員の体調不良）等に対応できる配置とし、安全に十分配慮してください。

- 公園の遊具や砂場を使用する場合は、遊具の適用年齢、不具合や危険性がないか、保育士の配置場所について確認してから使用する。

６　不適切な保育について

⑴　不適切な保育について

⑵　不適切な保育とは

⑶　不適切な保育の未然防止について

６　不適切な保育について

(1)　不適切な保育について

◆市が定める各施設・事業所の設備運営基準において、職員は、入所中の児童の心身に有害な影響を与える不適切な保育や虐待をしてはならない旨が規定されています。

- 教育及び保育の内容は、保育所保育指針や、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従うべき基準が示されており、保育所等において、こどもの生命の保持や情緒の安定を図ることが求められています。

☛こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等において、虐待はあってはならないものです。各施設・事業所において、改めて虐待の発生防止の徹底をお願いします。

６　不適切な保育について

(1)　不適切な保育について

【参考】

保育所保育指針解説

１ 保育所保育に関する基本原則（５）保育所の社会的責任

・保育士等は、保育所における保育という営みが、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、憲法・児童福祉法・児童憲章・児童の権利に関する条約などにおける子どもの人権等について理解することが必要である。また、子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である。子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。

６　不適切な保育について

(1)　不適切な保育について

【参考】

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第１章第２の２(３)ク

・園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。

６　不適切な保育について

⑵　不適切な保育とは

①不適切な保育の範囲

- 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」では不適切な保育について「虐待等と疑われる事案」と捉えています。

６　不適切な保育について

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

６　不適切な保育について

⑶　不適切な保育の未然防止について

◆不適切な保育の未然防止における施設・事業所の対応

- 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
- 職員一人一人がこどもの人権・人格を尊重する意識の共有 を すること

６　不適切な保育について

⑶　不適切な保育の未然防止について

◆不適切な保育の未然防止に向けた取り組み

- 令和５年５月に、こども家庭庁から日々の業務を行うに当たっての参考資料として「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」が示されましたので、各施設・事業所において、内容をご確認ください。
- また、全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」もご活用いただき、どのような行為が望ましくないかかわりにあたるのかを職員間で共有し、日々行われる教育・保育の中で、不適切な保育の事例にあたるものはなかったかを振り返っていただくことで、改善を促したり、未然防止していく取り組みをお願いします。

【参考】
こども家庭庁HP　保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf
全国保育士会HP　保育所・認定こども園における人権擁護のセルフチェックリスト「子どもを尊重する保育」のために
https://z-hoikushikai.com/download.php?new_arrival_document_id=123